

熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針

1 目的

熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会の構成市町村（以下「構成市町村」という。）における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の安全かつ適切な運営を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）等の関係法令等に基づき、「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針」（以下「指針」という。）を定める。

2 運送主体

運送主体は、営利を目的としない法人等であつて、かつ、福祉有償運送を行うことが法人等の目的の範囲外の行為でないものに限る。なお、営利を目的としない法人等とは、以下の者とする。

- (1) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号））
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号））
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号））
- (4) 認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号））
- (5) 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号））
- (6) 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号））
- (7) 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号））
- (8) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号））
- (9) 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））
- (10) 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））
- (11) 労働者協同組合（労働者協同組合法（令和2年法律第78号））
- (12) 権利能力なき社団（営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号 から第三号 までのいずれにも該当しない者であるもの）

3 責務

運送主体は、指針に沿って、安全かつ適切な福祉有償運送を行わなければならない。

4 運送の形態

運送の形態は、運送主体が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員1人未満の自家用自動車を使用して、当該法人等においてあらかじめ登録した者（以下「登録会員」という。）に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別サービスとする。

5 運送の対象

- (1) 福祉有償運送の対象者は、登録会員及びその介助者・付添人（介助者・付添人については、登録会員と同乗する場合に限る。）とする。
- (2) 登録会員の範囲は、別記1のとおりとする。
- (3) 運送主体においては、登録会員の氏名、住所、年齢、要介護認定及び身体障害者手帳の交付等の事

実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。なお、運送主体は、会員登録簿の閲覧の求めがあった場合には、個人情報を除き、閲覧の用に供するものとする。

6 運送の区域

運送の区域は、運送の発地又は着地のいずれかが、構成市町村内の区域に限るものとする。

7 使用車両

(1) 福祉有償運送には、次の車両を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシート含む。）を備える自動車

オ セダン型自動車

(2) 福祉有償運送に使用する車両（以下「使用車両」という。）については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運送主体の運転者（以下「運転者」という。）やその家族等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項にすべて適合することを要するものとする。

ア 運送主体と、自家用自動車を提供する者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

イ 当該契約書において、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確にされていること。

ウ 登録会員及びその介助者・付添人（以下「利用者」という。）に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

(3) 使用車両には、別記2により、外部から見やすいように車体の両側面に福祉有償運送に用いる車両である旨を表示するものとする。

(4) 運送主体は、登録証の写しを使用車両に供えて置くものとする。

8 運転者

(1) 運送主体は、以下のいずれかの要件を満たしている者でなければ運転させてはならないものとする。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ現にその効力が停止されていない者

イ 道交法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として新しく選任される日から遡って二年以内に停止された者を除く。）であって、次に掲げる各号のいずれかを備えている者

① 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者

② 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した者

(2) セダン型自動車を使用する場合において、(1)に規定するいずれかの要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させるものとする。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受

けている者

イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者

ウ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した者

エ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第583号）に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者

- (3) 運送主体は、運転者が死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。
- (4) 運送主体は、運転者ごとに作成番号及び作成年月日、運送主体の名称、運転者の氏名、住所、生年月日、道交法に規定する運転免許に関する事項、(1) から (3) に規定する要件に係る事項、交通事故その他道交法違反に係る概要、運転者の健康状態を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。
- (5) 運送主体は、福祉有償運送の運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る(4)の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存するものとする。

9 利用者から収受する対価

- (1) 運送の対価の算定方法は、時間制又は距離制のいずれか一方とする。
- (2) 運送の対価は、九州運輸局により示される自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安をもとに、別記3に掲げる額を目安として車両の種類ごとに運送主体において設定する。
- (3) 迎車料金は、実費の範囲とし、別記3に記載する額を上限として運送主体において設定することができる。
- (4) 運送主体は、あらかじめ対価を利用者に対し書面の提示その他適切な方法により説明するものとし、利用者に運送の対価を請求する際は、計測装置の表示数値を明示するなど、運送の対価の公明性の確保に努めなければならない。
- (5) 運送主体が時間制又は距離制以外の方法により運送の対価を設定することを希望する場合には、「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会」（以下「協議会」という。）における協議を経るものとする。
- (6) 運送主体は、福祉有償運送の実施に際し、いかなる名目によるかを問わず、運送の対価及び迎車料金以外の金品を収受してはならない。
- (7) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならない。

10 運送主体における管理運営体制

- (1) 運送主体は、使用車両の運行管理の責任者の選任その他の運行管理の体制の整備を行うものとする。
- (2) 配置された車両が5台以上の事務所にあっては、当該事務所ごとに運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行管理する車両の数を20（運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあっては、40）で除して得た数に1を加算して得た数以上選任するものとする。
 - ア 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の12に規定する受験資格を有する者
 - イ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9第1項に規定する要件を備える者
 - ウ 国土交通大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

- (3) (1)の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- ア 8(1)の要件を備えない者に福祉有償運送の運転をさせないこと。
 - イ 福祉有償運送の運転者に対し、8(3)により適性診断を受けさせること。
 - ウ セダン型自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、8(2)の要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に福祉有償運送の運転をさせないこと。
 - エ 運転者に対し、(4)の規定により、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
 - オ 運転者に対し、(5)の規定により、乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
 - カ 8(4)により運転者台帳を作成させ、事務所に備え置くこと。
 - キ (7)の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
 - ク その他福祉有償運送の運行の安全を確保するために必要な業務
- (4) 運送主体は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、福祉有償運送の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存するものとする。
- (5) 運送主体は、運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
- ア 運転者の氏名
 - イ 使用車両の登録番号
 - ウ 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
 - エ 道交法第72条第1項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
- (6) 運送主体は、使用車両の点検及び整備の適切な実施を確保するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うものとする。
- (7) 運送主体は、事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行うものとし、事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存するものとする。
- ア 運転者の氏名
 - イ 使用車両の登録番号
 - ウ 事故の発生日時、場所
 - エ 事故の当事者(運転者を除く。)の氏名
 - オ 事故の概要(損害の程度を含む。)
 - カ 事故の原因
 - キ 再発防止対策
- (8) 運送主体は、苦情処理の体制を整備し、利用者に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明するものとする。なお、当該苦情の申し出を受けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつその記録を整理して1年間保存するものとする。
- ア 苦情の内容
 - イ 原因究明の結果
 - ウ 苦情に対する弁明の内容
 - エ 改善措置
 - オ 苦情処理を担当した者

11 損害賠償措置

使用車両すべてについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入するものとする。

12 合意の解除

法第79条の12第1項第4号に定められる合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該運送主体に業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。

13 実施状況の検証等

- (1) 協議会の主宰者は、おおむね半年に1回、各運送主体の実施状況を把握し、各委員に報告するものとする。ただし、実施状況について、協議会の協議を経ることが適当であると認められる場合には、協議会を開催するものとする。
- (2) 運送主体が法第79条の6第1項に基づく登録の更新を行う場合には、実施状況を検証し、問題点の整理を行い、協議会の協議を経るものとする。ただし、実施状況等を勘案し、簡略化した手続により協議を行うことができるものとする。

14 雑則

この指針に定めるもののほか、福祉有償運送の実施に関し必要な事項は、関係法令等に基づき、協議会の協議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 道路運送法の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）施行後において、改正法による法第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に必要とされる車体の表示のうち、指針7(3)における車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
- 2 指針7(4)については、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。
- 3 みなし運送者については、改正法附則第5条の規定により、法第79条の登録に付されたものとみなされる期限が到来するまでの間（施行日から1年を経過する日までに当該期限が到来する場合において、有効期限の更新登録を受けた場合にあつては、施行日から1年間）は、指針8(1)から(2)及び10(2)並びに10(3)ア及びウの規定は、適用しない。ただし、施行日から1年を経過した日以後に変更登録を受けた場合にあつては、この限りではない。
- 4 改正法附則第5条の規定により旧法第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法によるみなし運送者に係る指針8(6)の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。
- 5 みなし運送者のうち、一の法人等であつて旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、法の規定

を適用する。

附 則

この運営指針は、平成18年1月25日に制定する。

附 則

この運営指針は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

1 この運営指針は、平成20年4月1日から施行する。

2 この運営指針施行前の熊本市及び近隣市町福祉有償運送運営協議会、熊本県福祉有償運送運営協議会、宇城コミュニティ福祉有償運送運営協議会又は植木町福祉有償運送運営協議会により協議が調っている運送主体の運送の区域は、従前の例による。

附 則

この運営指針は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和3年8月24日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和6年8月21日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和7年1月29日から施行する。

附 則

この運営指針は、令和7年8月26日から施行する。

別記1

「登録会員」の範囲

指針5(2)に定める具体的な範囲は、以下のとおりとする。

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けている者のうち、
 - (1) 要介護度3～5の認定を受けている者
 - (2) (1)に該当しない者のうち、居住する市町村から、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面の交付を受けた者
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、
 - (1) 18歳以上の者であって、身体障害者手帳に第1種身体障害者である旨記載されている者
 - (2) 18歳未満の者（ただし、18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。）
 - (3) (1)及び(2)に該当しない者のうち、居住する市町村から、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面の交付を受けた者
- 3 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づき療育手帳の交付を受けている者のうち、
 - (1) 18歳以上の者であって、療育手帳の障害の程度の記載欄にA1又はA2と記載された者
 - (2) 18歳未満の者（ただし、18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。）
 - (3) (1)及び(2)に該当しない者のうち、居住する市町村から、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面の交付を受けた者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者のうち、居住する市町村から、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面の交付を受けた者
 - (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者
 - (2) 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - (3) 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- 5 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害により、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面の交付を受けた者

別記2

外部から見やすいように使用車両の車体の両側面に 福祉有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法

指針7(3)に定める外部から見やすいように使用車両の車体の両側面に福祉有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1 運送主体の名称
- 2 「有償運送車両」の文字
- 3 熊本運輸支局から付与された登録番号及び運送主体で管理している車両番号
(例) 九熊福第〇〇〇号 〇号車
- 4 文字はステッカー、マグネットシート、ペンキ等による横書きとする。
また、文字の大きさは縦横5センチメートル以上とする。

別記 3

1 運送の対価

指針9(2)に定める額は、次のとおりとする。

(1) 時間制の場合

登録会員の乗車地点から降車地点までに要した時間が5分以内の場合の額	320円
以後、5分ごとに加算する額	320円

(2) 距離制の場合

登録会員の乗車地点から降車地点までの距離が1km以内の場合の額	430円
以後、1kmごとに加算する額	230円

※ 運送主体は、利用者を迎えに行く距離が車庫（事務所の車庫を含む。）を出て2Kmを越えた地点から1Kmごとに30円を料金に加算することができる。ただし、加算することができる距離は8Km（車庫から10Km）に相当する額を限度とする。

2 車両の種類

車両の種類については、次の区分によるものとする。

特定大型車	道路運送車両法施行規則（以下「規則」という）第2条に定める普通自動車及び小型自動車であって乗車定員7名以上のもの。
大型車	規則第2条に定める普通自動車のうちで排気量2リットル（ディーゼル機関を除く）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。
普通車	規則第2条に定める普通自動車のうちで排気量2リットル（ディーゼル機関を除く）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの並びに軽自動車。

<参考>

第1種身体障害者の定義について

次表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号に定める等級をいう。)に該当する障害を有する者

障害の区分			障害の程度
視覚障害 聴覚障害			1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級
肢体 不 自 由	上肢不自由 下肢不自由 体幹不自由		1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2 1 級、 2 級及び 3 級の 1 1 級から 3 級までの各級
	乳幼時期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能 障害	1 級及び 2 級（ 1 上肢のみに運動機能障害がある場 合を除く。）
		移動機能 障害	1 級から 3 級までの各級（ 1 下肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。）
内部 障害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害		1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級及び 3 級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級

(備考) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記右欄に準ずるものも第1種身体障害者とされること。